

重 要 事 項

●概 要

事業所名称	ゆうゆうの里指定居宅介護支援事業所
事業内容	居宅サービス計画の作成 居宅サービス計画作成後の便宜の供与 居宅サービス計画の変更 給付管理業務 要介護認定の申請代行
開設	平成 12 年 4 月 1 日
所在地	岩手県花巻市石鳥谷町松林寺第 3 地割 82 番地 1
運営法人	医療法人 中庸会
介護保険指定番号	0372300228 号

●事業の目的・運営方針

事業の目的	事業所の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあるご利用者に対し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な支援を行います。
運営方針	居宅介護支援を行うにあたり ① ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮します。 ② ご利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ③ 常にご利用者の立場に立ち、提供されるサービスの内容が特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。

	<p>④ 居宅サービスに基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業所との連絡調整・その他の便宜の提供を行います。</p> <p>⑤ 関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
--	---

●事業所の職員体制

従業員の種類	人数	区分	職務の内容
管 理 者	1 人	常勤	業務の管理及び 居宅介護支援の提供
介護支援専門員	1 人	常勤専従 (管理者含む)	居宅介護支援の提供

●営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8:30～午後 5:30
営業しない日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日 ※必要に応じて夜間、休日も対応いたします

●サービスの利用料及び利用者負担

- (1)要介護と認定された方は、居宅介護支援(居宅サービス計画作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については介護保険制度から全額給付されるのでご利用者の負担はありません。
- (2)介護保険適用の場合でも、ご利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて介護保険法で定められた金額をいただきます。その場合、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと払い戻しを受けられます。また、滞納期間によっては全額がご利用者負担となる場合があります。

(3) その他の料金

サービス提供の実施記録の複写をご利用者及びご家族が希望した場合、実費をいただきます。

●秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た情報及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

●業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとしします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしします。

●事故発生時・緊急時の対応方法

サービス提供中(訪問面接中も含む)に容体の変化または事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより取り決めていたご家族、主治医、救急隊、市町村へ連絡し対応を行います。

●要望及び苦情の相談

当事業所は、居宅介護支援に関するご相談・苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情があった場合には、速やかに対応いたします。サービス提供に関して苦情や相談がある場合は、以下までご連絡ください。

○当事業所の相談窓口

ゆうゆうの里居宅介護支援事業所 担当者	連絡先 0198-46-1003
------------------------	---------------------

○介護保険の苦情や相談窓口に関して他に、下記の相談窓口があります。

花巻市役所	電話 0198-24-2111	担当 介護保険相談窓口
石鳥谷支所	電話 0198-45-2111	担当 保健福祉課 窓口
東和支所	電話 0198-42-2111	担当 介護保険相談窓口
大迫支所	電話 0198-48-2124	担当 介護保険相談窓口
紫波町役場	電話 019-672-2111	担当 介護保険相談窓口

岩手県国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口 019-604-6700
----------------	------------------------

●第三者評価実施状況

当事業所に於いては、第三者評価は実施していません。